

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称
 住所 奈良市菅原町9番1
 代表者氏名 ヤマシイフミアキ
 電話番号 0742-44-2081
 FAX番号 0742-44-2083
 メールアドレス

カ) ミヤコウイズテック
 株式会社都ウイズテック

奈良市菅原町9番1
 ヤマシイフミアキ
 代表取締役 山口文雄



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 17 | 川西町 水道事業管理者 | | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | | 25 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 5 | 攝原市 上下水道事業管理 者の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理 者の権限を行う市長 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称
奈良市菅原町9番1
住所 株式会社 都ウイズテック
代表者 氏名 印
代表取締役 山品文昭



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

| フリガナ 氏名又は名称 | アリ ミコライズテック 株式会社 都ウイズテック | | |
|----------------|-----------------------------|-----------------|-----------|
| 住 所 | 奈良市菅原町9番1 | | |
| フリガナ 代表者の氏名 | アリ ミコライズテック 山品文昭 | | |
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
| 事業者事業所の名称 | 株式会社 都水道工業 | 株式会社 都ウイズテック | |
| 事業者事業所の住所 | 奈良市菅原町9番1 丁目5番13号 | 奈良市菅原町9番1 | |

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市菅原町9番地の1
株式会社都ウイズテック

| | | |
|----------------------|--|---|
| 会社法人等番号 | 1500-01-002372 | |
| 商 号 | <u>株式会社都水道工業所</u> | |
| | 株式会社都ウイズテック | 平成20年10月30日変更 ----- 平成20年11月17日登記 |
| 本 店 | <u>奈良市西大寺赤田町一丁目5番13号</u> | |
| | 奈良市菅原町9番地の1 | 平成27年 9月28日移転 ----- 平成27年10月 8日登記 |
| 公告をする方法 | 官報に掲載する | |
| 会社成立の年月日 | 昭和42年5月25日 | |
| 目的 | 1. 上下水道及び水道施設工事の設計及び施工 2. 建築工事並びに設備工事の設計、施工及び請負 3. 土木、建築工事の請負及び施工 4. 建物のリフォーム工事の設計及び施工 5. 建築物の保守、管理及び清掃業務 6. プラスチック製品の成形、加工 7. 上記に附帯する一切の業務 平成20年10月30日変更 平成20年11月17日登記 | |
| 発行可能株式総数 | 2万4000株 | |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 6000株 | |
| 株券を発行する旨 の定め | 当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記 | |
| 資本金の額 | 金1000万円 | |
| 株式の譲渡制限に 関する規定 | 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければなら ない。 平成20年10月30日設定 平成20年11月17日登記 | |

奈良市菅原町 9 番地の 1
株式会社都ウイズテック

| | | | |
|----------|------------|-----------|--------------------|
| 役員に関する事項 | <u>取締役</u> | 山 品 文 昭 | 平成 28 年 6 月 26 日重任 |
| | <u>取締役</u> | 山 品 文 昭 | 平成 28 年 7 月 26 日登記 |
| | <u>取締役</u> | 山 品 文 昭 | 平成 30 年 6 月 29 日重任 |
| | <u>取締役</u> | 山 品 文 昭 | 平成 30 年 8 月 2 日登記 |
| | <u>取締役</u> | 山 品 文 昭 | 令和 2 年 6 月 24 日重任 |
| | <u>取締役</u> | 山 品 文 昭 | 令和 2 年 7 月 3 日登記 |
| | <u>取締役</u> | 山 品 美 和 子 | 平成 28 年 6 月 26 日重任 |
| | <u>取締役</u> | 山 品 美 和 子 | 平成 28 年 7 月 26 日登記 |
| | <u>取締役</u> | 山 品 美 和 子 | 平成 30 年 6 月 29 日重任 |
| | <u>取締役</u> | 山 品 美 和 子 | 平成 30 年 8 月 2 日登記 |
| | <u>取締役</u> | 山 品 美 和 子 | 令和 2 年 6 月 24 日重任 |
| | <u>取締役</u> | 山 品 美 和 子 | 令和 2 年 7 月 3 日登記 |
| | <u>取締役</u> | 中 橋 浩 彦 | 平成 28 年 6 月 26 日重任 |
| | <u>取締役</u> | 中 橋 浩 彦 | 平成 28 年 7 月 26 日登記 |
| | <u>取締役</u> | 中 橋 浩 彦 | 平成 30 年 6 月 29 日重任 |
| | <u>取締役</u> | 中 橋 浩 彦 | 平成 30 年 8 月 2 日登記 |
| | <u>取締役</u> | 中 橋 浩 彦 | 令和 2 年 6 月 24 日重任 |
| | <u>取締役</u> | 中 橋 浩 彦 | 令和 2 年 7 月 3 日登記 |
| | <u>取締役</u> | 塚 田 寛 昭 | 平成 28 年 6 月 26 日重任 |
| | <u>取締役</u> | 塚 田 寛 昭 | 平成 28 年 7 月 26 日登記 |
| | <u>取締役</u> | 塚 田 寛 昭 | 平成 30 年 6 月 29 日重任 |
| | <u>取締役</u> | 塚 田 寛 昭 | 平成 30 年 8 月 2 日登記 |
| | <u>取締役</u> | 塚 田 寛 昭 | 令和 2 年 6 月 24 日重任 |
| | <u>取締役</u> | 塚 田 寛 昭 | 令和 2 年 7 月 3 日登記 |

奈良市菅原町 9 番地の 1
株式会社都ウイズテック

| | | |
|----------------|---|---|
| | 取締役 <u>山 品 享 子</u> | 平成 28 年 6 月 26 日重任 平成 28 年 7 月 26 日登記 |
| | 取締役 <u>山 品 享 子</u> | 平成 30 年 6 月 29 日重任 平成 30 年 8 月 2 日登記 |
| | 取締役 <u>山 品 享 子</u> | 令和 2 年 6 月 24 日重任 令和 2 年 7 月 3 日登記 |
| | <u>奈良市学園南一丁目 7 番 12 号</u> <u>代表取締役 山 品 文 昭</u> | 平成 28 年 6 月 26 日重任 平成 28 年 7 月 26 日登記 |
| | <u>奈良市学園南一丁目 7 番 12 号</u> <u>代表取締役 山 品 文 昭</u> | 平成 30 年 6 月 29 日重任 平成 30 年 8 月 2 日登記 |
| | <u>奈良市学園南一丁目 7 番 12 号</u> <u>代表取締役 山 品 文 昭</u> | 令和 2 年 6 月 24 日重任 令和 2 年 7 月 3 日登記 |
| | 監査役 <u>西 村 健</u> | 平成 26 年 6 月 29 日重任 平成 26 年 8 月 15 日登記 |
| | 監査役 <u>西 村 健</u> | 平成 30 年 6 月 29 日重任 平成 30 年 8 月 2 日登記 |
| 取締役会設置会社に関する事項 | 取締役会設置会社 | 平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記 |
| 監査役設置会社に関する事項 | 監査役設置会社 | 平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記 |
| 登記記録に関する事項 | 平成元年法務省令第 15 号附則第 3 項の規定により | 平成 14 年 7 月 25 日移記 |



奈良市菅原町9番地の1
株式会社都ウイズテック

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 2年 7月20日
奈良地方法務局
登記官

南 英 樹



株式会社都ウイズテック 定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社都ウイズテックと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道及び水道施設工事の設計及び施工
2. 建築工事並びに設備工事の設計、施工及び請負
3. 土木、建築工事の請負及び施工
4. 建物のリフォーム工事の設計及び施工
5. 建築物の保守、管理及び清掃業務
6. プラスチック製品の成形、加工
7. 上記に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2万4000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(株券の発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当会社の発行する株券は、1株券、10株券、50株券、100株券の4種類と

する。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第11条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第15条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第16条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第17条 株主総会を招集するには、株主総会の日の2週間前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第20条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、

当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行つた取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第23条 当会社は、取締役7名以内を置く。

(選任及び解任の方法)

第24条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもつて行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(補欠取締役)

第26条 会社法第329条第2項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 当会社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

- 2 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第28条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第30条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第31条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第32条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(員数)

第34条 当会社は、監査役2名以内を置く。

(選任及び解任の方法)

第35条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期を満了する時までとする。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当等)

第39条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剩余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿の記載又は記録ある株主等に対して、剩余金の配当を行うことができる。

(剩余金の配当の除斥期間)

第40条 剩余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

この定款の写しは、原本に相違ありません。

令和2年7月20日

奈良市菅原町9番1
株式会社 都ウイズテック
代表取締役 山品文昭





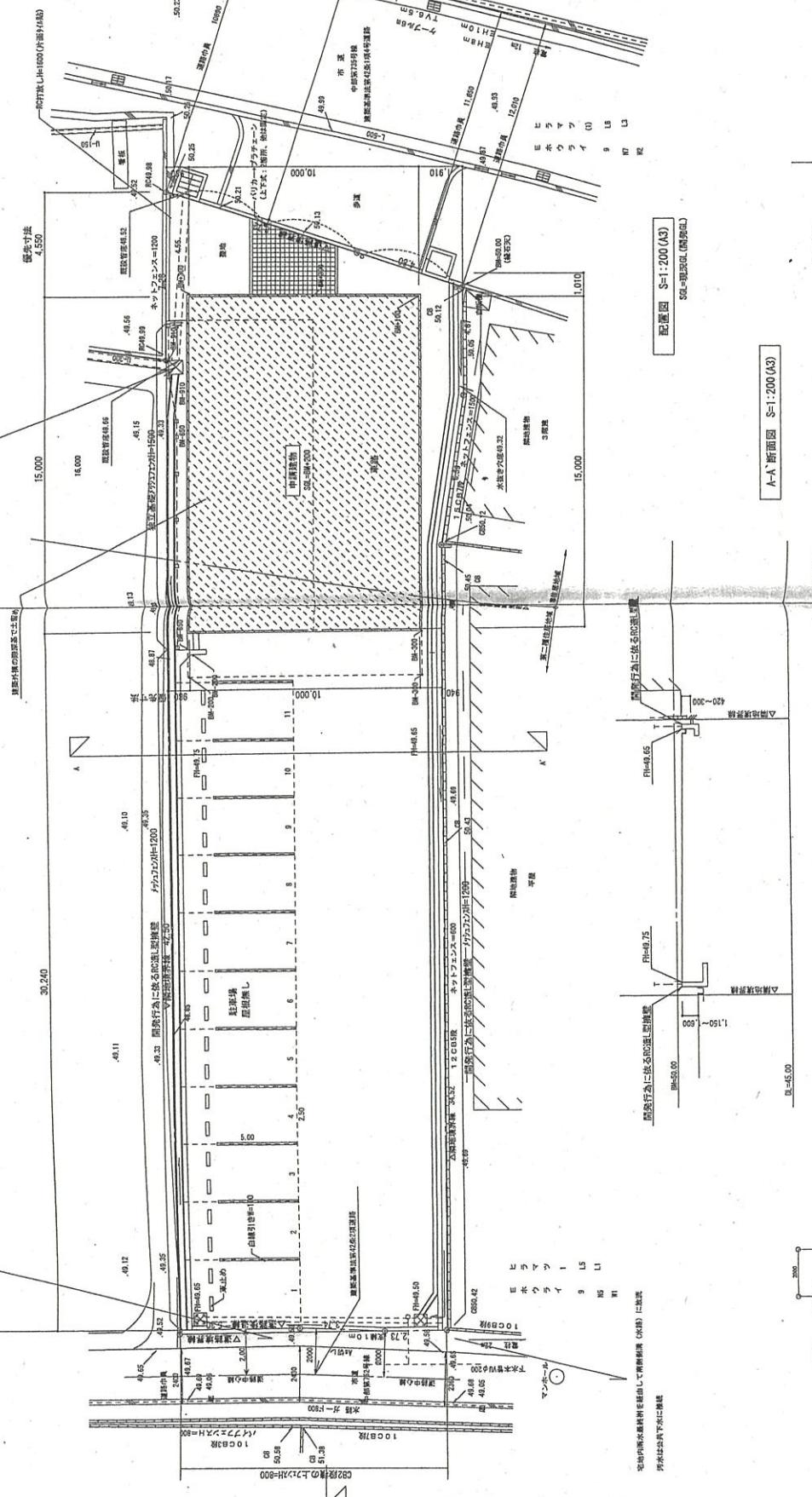
建設地：県営秦良市営原町9-1

14.12.22

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|-------------|----|----------|-------------|------|-------|-------------|------|
| 大和ハウス工業 | | | | 地図番号 | 測量年月日 | 測量者名 | 工事名 | 測量年月日 | 測量者名 |
| 会社名 | 測量者名 | 年 | 月 | 地図番号 | 測量年月日 | 測量者名 | 工事名 | 測量年月日 | 測量者名 |
| 大和ハウス工業 | 大和ハウス工業 | 平成26年12月29日 | 大和 | 26001014 | 平成26年12月29日 | 大和 | 測量事務所 | 平成26年12月22日 | 大和 |

この地図は測量中の点と表示している他の点が含まれています。
A点以外に道路網、河川、水道網等が示されています。(測定ではありません)

通行料金を示すものと並んで



配置図
S=1:200 (43)

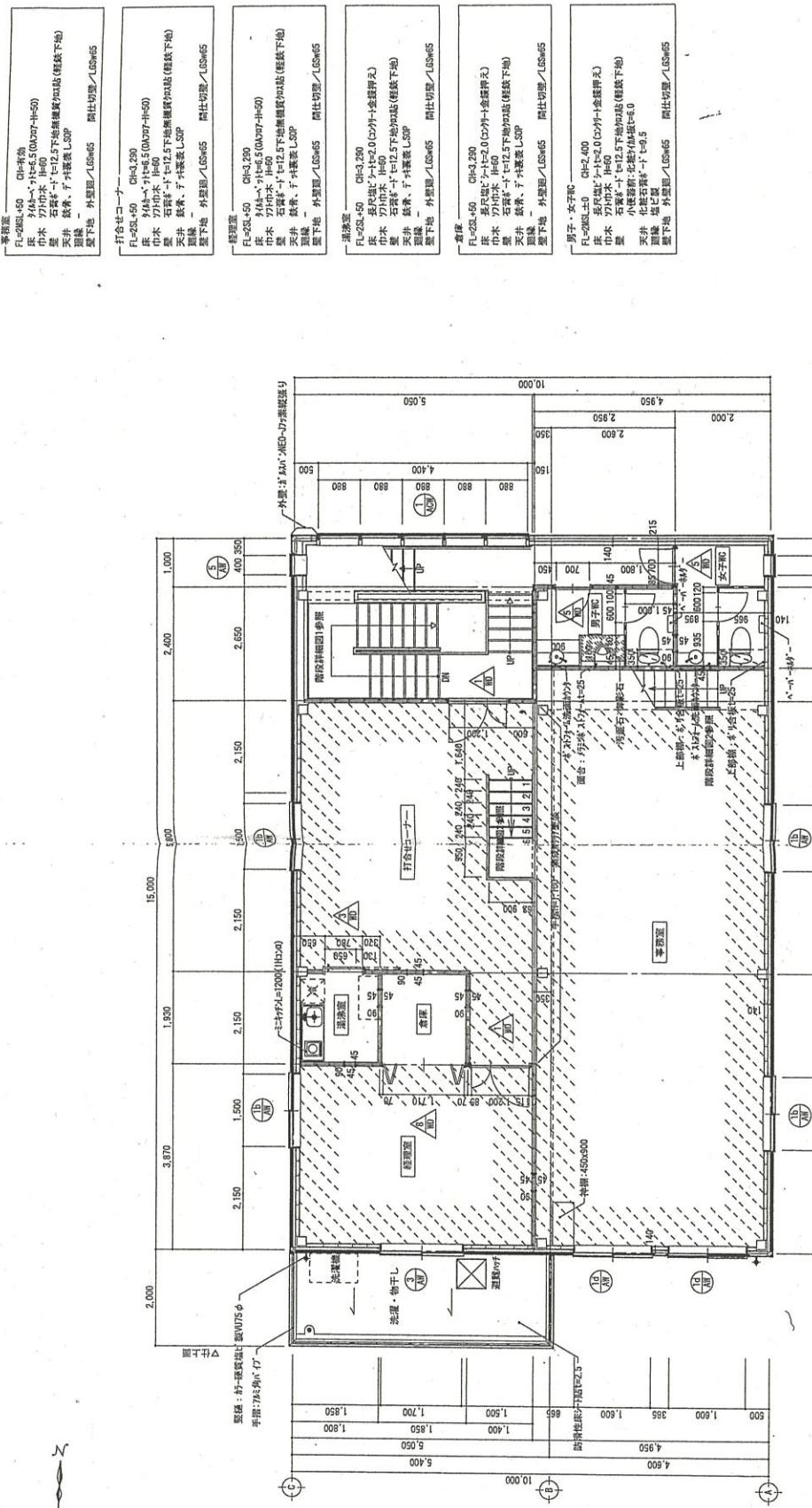
A-A'断面図
S=1:200 (43)

14.12.2

A-A'断面図
S=1:200 (43)

※本圖は構造設計・計算による変更の可能性があります
※本圖は行政区画により変更の可能性があります

| 測量日 | 測量員 | 測量機器 | 測量方法 | 測量範囲 |
|------------|------------|---------|-------------|------|
| 2014.12.22 | A1 S=1:100 | RTK GPS | GPS-GPS RTK | 新潟県 |
| 2014.12.22 | A3 S=1:200 | RTK GPS | GPS-GPS RTK | 新潟県 |

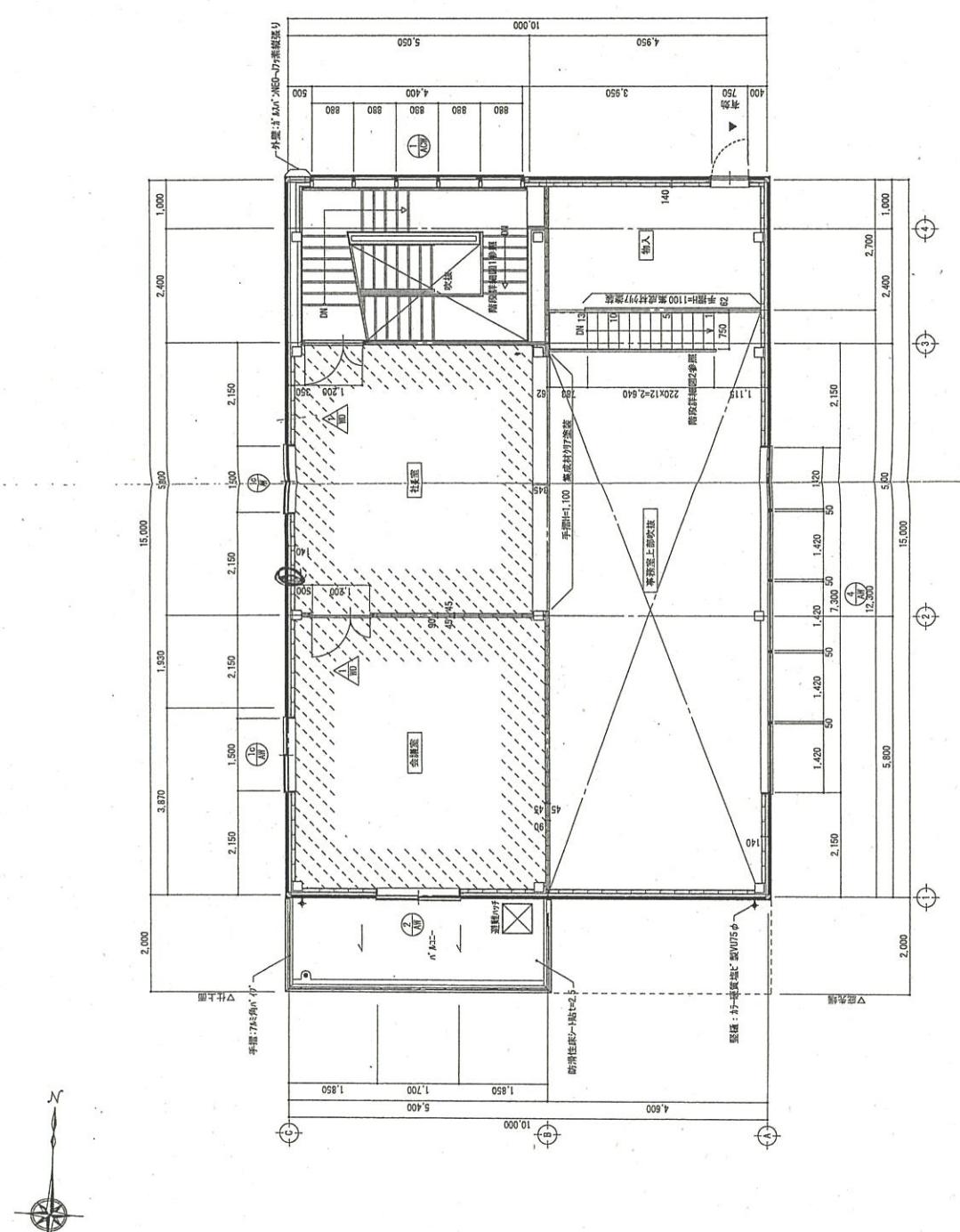


2階平面詳細図 S-1:1(A3)

0.0フロア一坪50箇面

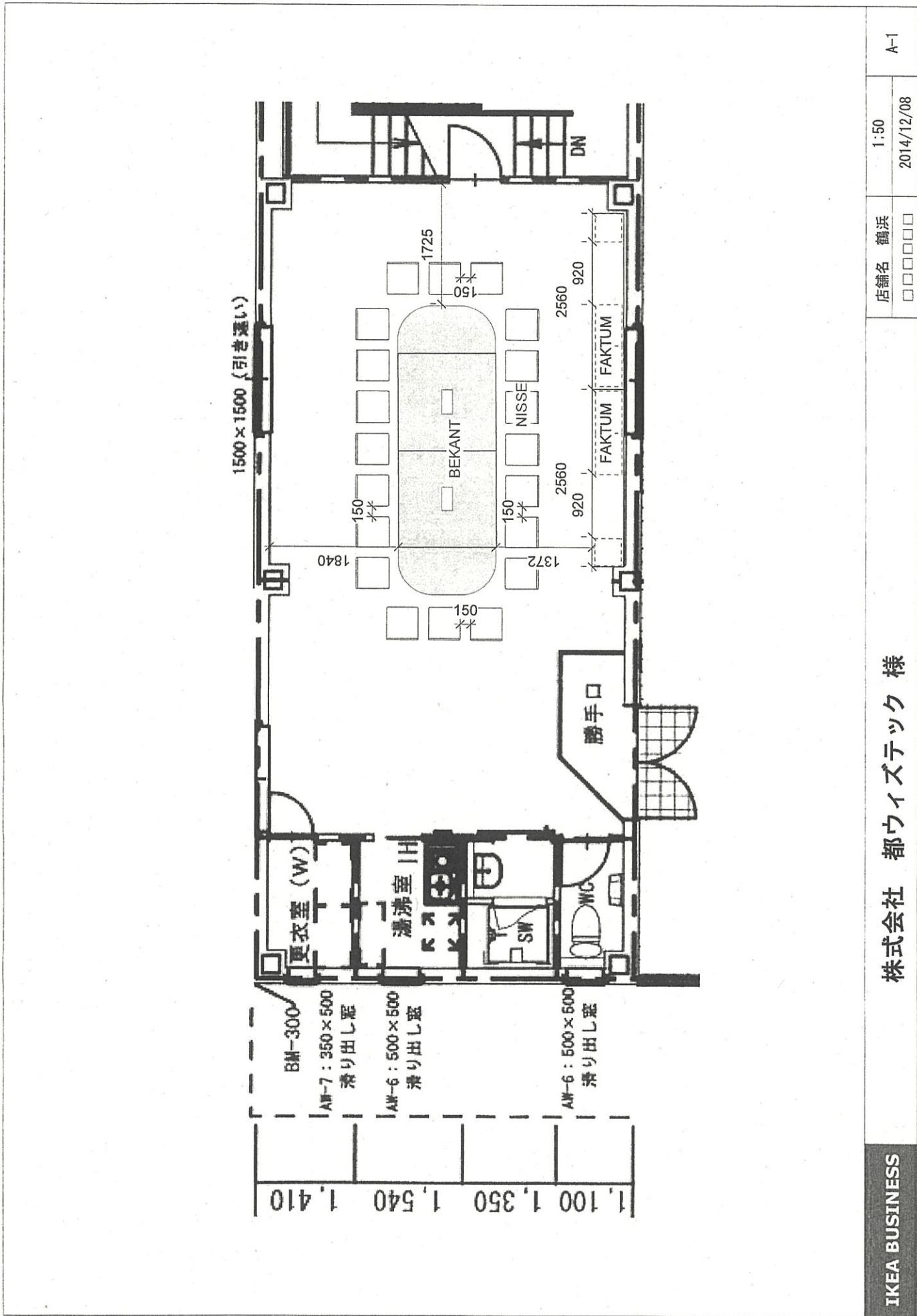
15.2.06

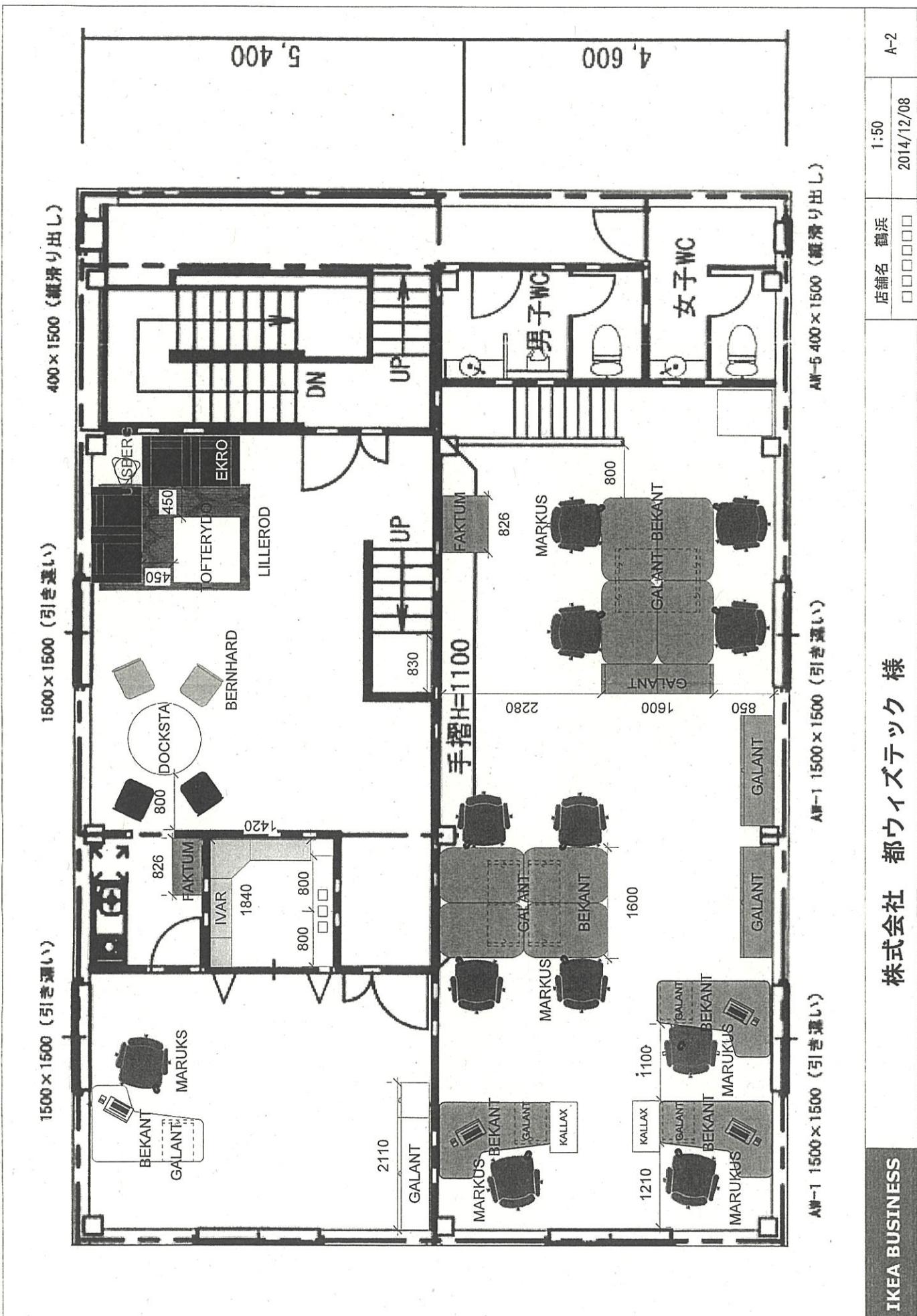
| 大和ハウス工業株式会社 | | 新規ウイズテック株式会社新幹工事 | | 建設期日 | |
|------------------|----------|------------------|----------|-----------|-----------|
| 株式会社新幹工事 | | 工事名 | | 実施期日 | |
| 新規ウイズテック株式会社新幹工事 | | 図面名 | | 実施期日 | |
| BR | BR | BR | BR | BR | BR |
| A1 | A1 | A1 | A1 | A1 | A1 |
| S=1 : 50 | S=1 : 50 | S=1 : 50 | S=1 : 50 | S=1 : 100 | S=1 : 100 |
| A3 | A3 | A3 | A3 | A3 | A3 |



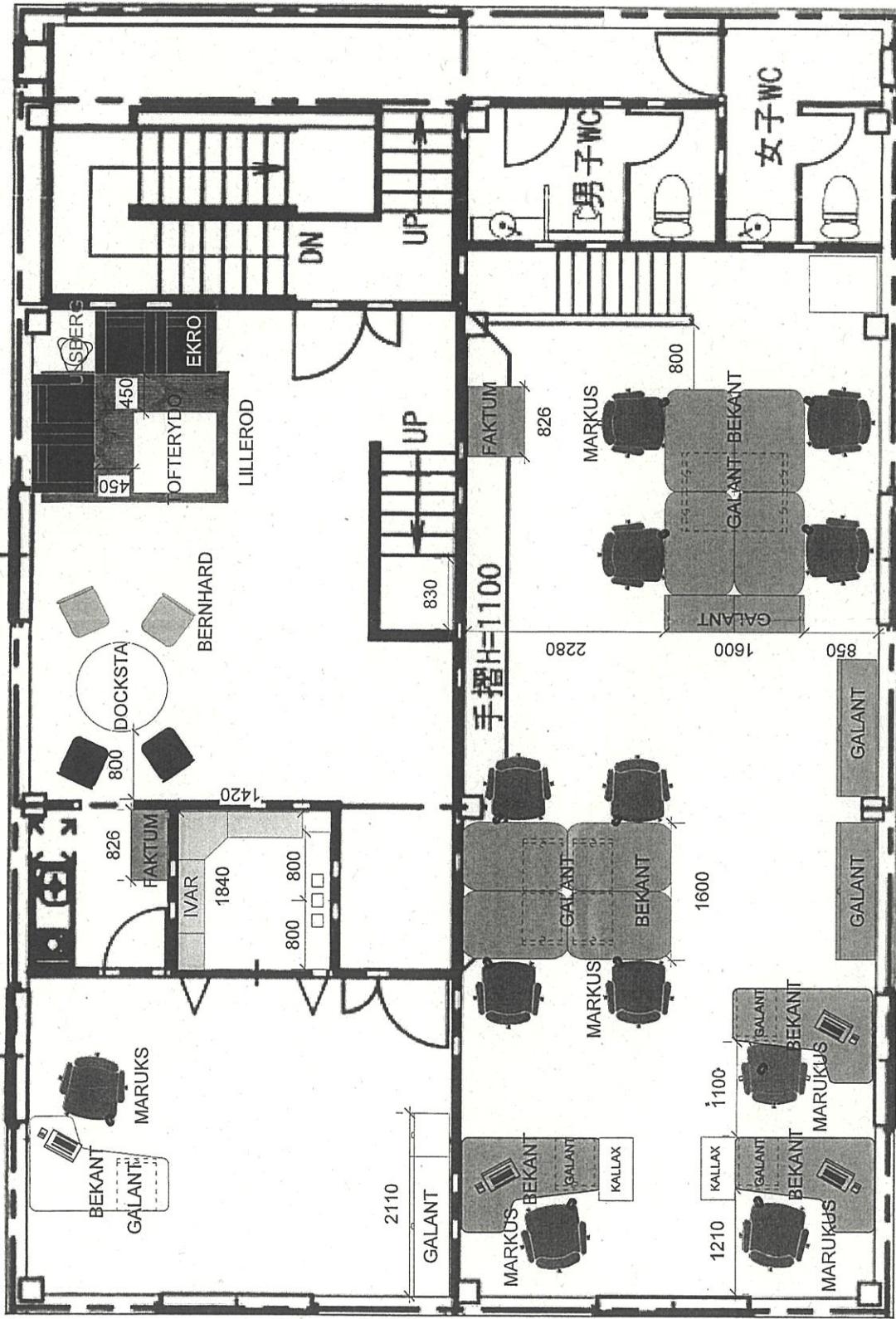
3階平面詳細図 S=1:100(A3)

15.2.06





1500×1500 (引き違い) 1500×1500 (引き違い) 400×1500 (扉開り出し)



AW-1 1500×1500 (引き違い) AW-5 400×1500 (扉開り出し) AW-6 400×1500 (扉開り出し)

